

平成 28 年取りまとめからのフォローアップ及び論点（案）

資料 2

論点案		平成 28 年取りまとめにおける方向性	第 1 回救済小委員会での御意見	平成 28 年取りまとめを踏まえた対応状況
救済給付	・ 「救済」の考え方	—	・ 被害者間の格差を埋める制度にするべき	—
	・ 給付の内容	・ 救済制度の被認定者の介護等について実態調査を行うべき	・ 療養手当の見直し、遺族年金や交通費の支払い、物価の急上昇への対応等を検討するべき ・ 肺がんの申請に当たっての検査費用や文書料等を助成するべき	・ 平成 29 年度に「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」を実施済み。今後小委員会において結果を報告予定。
指定疾病・認定基準	・ 肺がん認定における作業従事歴の取扱い	・ 肺がん申請者における石綿ばく露作業従事歴等に関する調査を含め、石綿による肺がんについて引き続き知見の収集に努めるべき ・ 作業従事歴等については、医療機関における肺がん診断の際に、石綿による肺がんに特徴的な医学的所見を確認するための情報として活用され、本制度の申請につながるよう一層の周知を図るべき	・ 肺がんの認定基準に石綿ばく露作業従事歴を含めるべき	・ 平成 26 年度より「石綿健康被害救済制度における被認定者に関するばく露状況調査」を実施済み。今後小委員会において結果を報告予定。
	・ 良性石綿胸水、石綿肺合併症の取扱い	・ 症状が様々である良性石綿胸水及び石綿肺合併症を一律に対象とすることは困難であるが、今後、良性石綿胸水のうち被包化された胸水貯留が認められる症例について、石綿による「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」として取り扱うことができるかどうかについて、現行の指定疾病の取扱いとの均衡を踏まえつつ、その具体的な医学的判定基準も含めて検討を行い、必要な知見が整った場合には救済対象とすることが望ましい	・ 良性石綿胸水を指定疾病に追加するべき	・ 良性石綿胸水のうち被包化する胸水貯留が認められる症例について、石綿による「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」として取り扱うよう、平成 29 年 6 月に「医学的判定に関する留意事項」を改正済み。
基金の用途	・ 基金の治療研究等への活用の検討	—	・ いざというときのために、基金を治療研究にも使えるようにしておくべき ・ 正確な診断のための研究にも使えるようにするべき ・ 制度の、迅速な救済を図るものであり、個別の被害者の救済を目的とするもの、という趣旨を踏まえるべき	—

論点案		平成 28 年取りまとめにおける方向性	第 1 回救済小委員会での御意見	平成 28 年取りまとめを踏まえた対応状況
制度運用	・ 広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> 中皮腫と診断された者に対し、専門医療機関のリスト、救済制度や地域の医療・介護・福祉サービス、緩和医療等に関する総合的な情報を提供すること等を検討すべき 一般向けの広報活動を継続しつつ、医療現場において現行制度への申請を勧奨できるよう、呼吸器に関する学会や、看護師や医療ソーシャルワーカーの団体を始めとする医療関係団体に対して救済制度や医学的知見の周知を図るべき 特に、石綿による肺がんについては重点的に医療現場への周知を図るべき 	<ul style="list-style-type: none"> 建設アスベスト給付金制度を隙間なく周知すべき、死亡小票も活用するべき 医療機関に対し、患者への救済制度の情報提供を義務づけるべき 医師の卒前教育に、石綿健康被害救済制度を盛り込むべき 民間部門におけるピアサポート活動を周知、支援するべき 	<ul style="list-style-type: none"> 中皮腫患者への総合的な情報提供を図るため、平成 31 年 4 月から、独立行政法人環境再生保全機構のホームページに、診断・治療や公的制度に関する情報を掲載。 平成 29 年に簡易パンフレットを作成し、保健所や救済制度における診断書作成実績のある医療機関等へ送付済み。 医師向け講習会の更なる合理化・拡充を行い、平成 29 年度から令和 3 年度までの間に中皮腫の診断精度向上のための講習会等を計 10 回、令和元年度から令和 3 年度までの間に石綿関連疾患等の診断精度向上のための読影講習会を計 11 回実施済み。 石綿による肺がんについて医療現場への効果的な周知を図るため、令和 2 年度より「がん登録を活用した石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関するデータベース作成に係る業務」を実施し、石綿による肺がんの認定基準に係る画像データベースを用いた教育資材（web テキスト）の公開を準備中。
	・ 繊維計測の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 肺がんの医学的判定のための纖維計測の体制整備を引き続き実施することにより、精度管理を徹底しつつ計測の迅速化を図るべき 	－	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度より、肺内石綿纖維の精度管理事業を継続実施中。岡山労災病院に加えて、新たに JFE テクノリサーチ株式会社、帝人エコ・サイエンス株式会社でも測定できる体制を整備済み。
	・ 認定申請手続の合理化	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類の電子入力化等を行うとともに、申請に当たっての課題を踏まえて申請窓口である保健所職員への研修を強化すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の負担軽減のため、手続の簡素化を進めるべき 	<ul style="list-style-type: none"> 申請の令和 7 年度（予定）中のオンライン化に向けてシステムの構築を検討中。また、電子入力可能な申請書等を独立行政法人環境再生保全機構のホームページに掲載済み。 さらに、死亡・相続に関する手続を見直し、令和 3 年度から遺族が行う現況届及び死亡届の提出を原則不要とした。
健康管理	・ 効果的・効率的な健康管理の在り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度から実施されている試行調査を対象地域の拡大に努めながら継続し、効果的・効率的な健康管理の在り方について引き続き検討していくべき 試行調査において、高齢の方への分かりやすさに配慮しつつ、保健指導に関するマニュアルの作成や研修会の更なる充実を図るべき 	－	<ul style="list-style-type: none"> 試行調査は令和元年度に対象地域を 9 地域へ拡大し実施とともに、同年度末に最終とりまとめを行った。 当該最終とりまとめを踏まえ、令和 2 年度から既存健診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資する「石綿読影の精度確保等調査」を実施中。 平成 29 年度に保健指導マニュアルを作成し各保健所へ配布するとともに、保健所職員に対し試行調査保健指導講習会を実施。
調査研究	・ 中皮腫登録の活用	<ul style="list-style-type: none"> 救済制度で認定を受けた中皮腫患者の医学情報の登録を継続して症例の集積を行いつつ、医療機関での中皮腫の診断精度の向上に資する情報を提供できるよう検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 中皮腫登録とがん登録の利活用のあり方を改めて検討するべき 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年から登録を開始し、令和元年度には全国がん登録情報及び国立がん研究センターにおける院内がん登録情報を利用して中皮腫患者数等の集計を実施。

論点案	平成 28 年取りまとめにおける方向性	第 1 回救済小委員会での御意見	平成 28 年取りまとめを踏まえた対応状況
・がん登録の活用	・がん登録制度の趣旨や内容を踏まえた活用方法について、関係省庁と連携して検討すべき	同上	(再掲) ・石綿による肺がんについて医療現場への効果的な周知を図るため、令和 2 年度より「がん登録を活用した石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関するデータベース作成に係る業務」を実施し、石綿による肺がんの認定基準に係る画像データベースを用いた教育資材（web テキスト）の公開を準備中。